

17-18世紀の東アジア世界と日韓関係

—グローバル・ヒストリーとの接続—

須川英徳*

1. 視角の設定
2. ユーラシアにおける東アジア世界の位置
3. 1980年代以降の日本における歴史研究への関心
4. 17-18世紀、東アジア世界の特殊性
5. 17-18世紀における東アジア国際関係の原像
6. 17世紀、日本をめぐる対外関係の再編のなかでの日韓関係
7. 17-18世紀の東アジアにおける日朝貿易
8. むすびにかえて

1. 視角の設定

本報告に課せられた課題は、上記のタイトルの通りであり、それに括弧書きとして「通信使と倭館の意義を含む」が付されている。この課題は次のいくつかに分解し、整理しなおすことができるだろう。

主として日本の研究に基づいて、

1. 17-18世紀の日韓関係について概括する。
2. 東アジア世界のなかにおける日韓関係とはどのようなものであったのか、その位置づけや性格について考察する。
3. 通信使と倭館の歴史的な意味について考察する。

このうち、1と3については、日韓関係史研究として、多くの日本史研究者、対外関係史研究者による精緻かつ膨大な研究の蓄積があり、それにたいして門外漢の報告者がなにか実証的に新しい知見を付け加えるというのは、困難な作業である。また、概論的なまとめであるならば、田代和生や鶴田啓ら、日朝関係史研究者による概説書に優れたものがある。くわえて、すでに第一期の学説史整理報告および文献目録において3の通信使を扱っており、第二期の学説史整理報告によって倭館にかんする文献目録も含めた報告が行われている。しかし、2については、現在進行中の研究領域であるとともに、

* 横浜国立大学教育人間科学部教授

かつ、報告者が専門とする経済史研究の取扱い領域と一部なりとも重なりうる部分である。

そこで、本報告では、次のように叙述を進めていくこととしたい。

まず、①17-18世紀の国際環境における東アジア地域の位置づけ、ないしは特性とはどのようなものであったのか、近年の日本における歴史研究、ことにグローバル・ヒストリーへの関心動向に留意しつつ、世界史的な広がりの中で考察を進めていく。これは、日韓の関係もまた世界的な変化のなかに存在していたからである。また、従来の二国間関係史の研究では、もっとも欠落していた部分でもあろう。なお、このとき、17・18世紀を理解するために、必要な範囲でそれ以前および他地域の事情にも触れる。②つぎに、そのような枠組みの中で日韓関係がどのように展開したのかを考察する。ただし、報告者が扱う部分は、日韓関係史研究という分野の膨大な蓄積のなかでは、ほんの一部分になるだろうし、そのような意味ではバランスを失したものになるであろう¹。③そして、両国の政治的・文化的交流や情報流通の媒体もしくは場であった通信使や倭館についても必要な範囲で触れる。

なお、関連する文献目録は第一期、第二期の学説史整理報告においてすでに作成されているので、本報告では取り扱わないこととする。

2. ユーラシアにおける東アジア世界の位置

ユーラシアには、古くからいくつかの文明圏と呼びうる世界が共存していた。イスラムが交流して以後のアジアは、大きく見て、西から、乾燥した気候とイスラム教に特徴づけられ、アフリカ北部にもつながっていく西アジア地域、インドのヒンズー教文化を基底にもつ南アジア地域、高温湿潤で多くの島と半島という海洋的な世界である東南アジア地域、温暖で古くから中国文化の影響を強くうけるとともに稲作を展開してきた東アジア地域、その北部から西部にかけて位置する草原の遊牧民が多くを占める世界であった東北アジアから中央アジアにかけての内陸地域などに分けることができよう。このように大括りに見るならば、ヨーロッパは、ユーラシア西端のキリスト教的世界と位置づけられよう。

これらの諸地域は内陸の交通路によって結ばれていただけでなく、海路を通じて、アラビア海からインド洋、さらに東南アジアにかけてのインド洋海域に主要な活動基盤をもっていたイスラム系やヒンズー系などの商人たちによって結ばれ、その海上交通路の末端は、西は地中海、東は東アジア海域にも到達していた。

東アジア世界から見ると、東は太平洋、北は東シベリアの森林地帯で区切られるが、東北部は半農半猟の諸民族が居住し、他の文明圏への交通路は、陸路では遊牧系の諸民族が居住し中央アジアに続く乾燥地帯と草原によって西および西北に開け、海路では東南アジア地域に、あるいはマレー半

¹ 入手しやすく、かつ読みやすい概説書として、17-18世紀の対馬を中心とした日韓関係については、鶴田啓『対馬からみた日朝関係』日本史リブレット41、山川出版社、2006年、が手際よくまとめており、通信使、倭館での交易、日韓の相互認識などについては、三宅英利『近世アジアの日本と朝鮮半島』朝日新聞社、1993年、がある。また、倭館については、田代和生『倭館』文春新書、2002年が詳しい。江戸時代における日韓関係の概説を期待する場合には、まず、それらをぜひ参照されたい。また、基本参考文献もそれらに紹介されている。

島を回ってインド洋海域へと繋がっている。

この東アジア世界では、中国の占める比重が、文化的にもたいへん大きく、周辺の諸民族や諸国家にさまざまな影響を及ぼしてきた。ここで、中国との関わりで、日本と韓国に共通する要素として、文字においては中国起源の漢字の使用²を、思想・信仰においては中国起源の儒教、道教、さらに北伝系の漢訳仏典の受容を挙げることができる。そして、これらの要素だけでなく、有史以来の中国の長江中下流域との通交関係が、温帯モンスーン地帯という気候的な共通性が水稲耕作という農業における共通性ももたらした。農業における共通要素の高さは、農産物を主たる材料とする食文化においても、米を主食、他の食品を副食とする食の観念、大豆を原料とする加工食品の多用(味噌、醤油、豆腐など³)など、多様な面での共通性を形成している。これは、日本列島における国家形成が始まる時期における先進文化の摂取が、中国起源であっても韓半島経由ないしは韓半島からの人の移動とともに深く日本列島の基層文化にまで根を下ろしたものであったことに起源があり、そして、その後の宋・元の時代にさかんになった日本と中国との直接交通が主に寧波(明州)をはじめとする長江下流域の海港都市との間に結び結ばれたことによるものである。

ここで、付言すれば、同じ東アジア世界ないしはユーラシア東端にあっても、モンゴルと女真(および女真から出た満洲族)は、漢字と儒学を受容したのではなかった。むしろ、文字においてはウイグル文字系の文字を採用し、宗教においてはチベット仏教を信奉した。逆に、今日のベトナム北部に成立した諸王朝(南部にはインド文化の影響が強い占城チャンパが存在した)は漢字と儒学、漢訳仏典を受け入れただけでなく、李朝ベトナム以来、儒学に基づく科挙試験も実施されていたことに注意したい⁴。文字の伝播においては、基層的な生活文化の相違だけでなく、有力な識字集団である宗教指導者と彼らの用いる經典の文字が何であったのかも、重要なのであろう。

しかし、中国にたいする日本と韓国の大きな違いも存在した。日本列島に成立した諸政権は、中国とは海を隔てているという地理的事情から、中国との外交、交易関係は、政権の内部的要請があるときには積極的に中国と交渉をもち、外交・交易関係を成立させるが、必要性を認めないときには無関心でいられるという、日本側からの選択の自由度が高かった。また、中国側からも、日本列島の政権にた

² 中国周辺の諸民族が漢字文化を受け入れた結果として、漢字を意識しつつ、それぞれの言語にあわせて固有の文字を生み出した事例は多いが、西夏文字、契丹文字、女真文字(金代に作られたもの。満州文字とは別)さらにベトナムのチュノムなどは、いずれも漢字の字体を意識しつつ、自らの言語に合うように考案されたものであったが、その王朝の滅亡とともに用いられなくなった。その文字が用いられはじめてから中断されることなく現在まで用いられているのは、日本の仮名文字と韓国のハングルであるが、ともに漢字語彙に多く依存していることに注意したい。

³ これには、ことに日本の場合、仏教僧の中国との往来によってもたらされたものも多いと思われる。日本では、茶、饅頭などもまた、僧侶を介した中国からの伝来である。

⁴ ベトナム史についての概説書として、石井米雄・桜井弓躬雄編『東南アジア史①』新版世界各国史5、山川出版社、1999年を参考にした。ベトナムは、李朝(1010-1225)、陳朝(1225-1400)、黎朝(1428-1527、1532-1789)。ただし、後期は莫氏、次いで鄭氏に担がれた形だけの国王であった。17世紀のベトナムは分裂状態であり、南部は阮氏の広南国があり広南国王を称し、占城を滅ぼして自国領としていたが、清は形骸となった黎氏を安南国王に冊封し続け、広南国王を冊封しなかった)、阮朝(1802-1945)ともに、国号を大越と定めながらも中国王朝からは安南国王に冊封されていたが(阮朝成立後の1803年から国号、冊封王号ともに越南と越南国王になる)、国内的には皇帝を称し、独自の元号を使用していたことでも知られる。また、阮朝時代においても周辺の諸王国にたいして「独自の小朝貢圏を形成し」(217ページ、桜井弓躬雄執筆部分)、カンボジアに対しては印綬を与え三年一貢を命じた。

いし、積極的に交渉を求める必要性は希薄であった。すでに桑野報告で触れられたように、厳格な冊封体制を実施した明代において、朝鮮が1年3貢、琉球が1年1貢もしくは2年1貢であったのにたいし、日本は10年1貢であったばかりか冊封関係さえも継続的ではなかった。のみならず、国制上の最高権力者＝国王という冊封関係を成立させるための基本条件さえも、天皇を中華皇帝と同等と扱おうとする内部理解や、天竺(インド)中心の世界観のなかで中華を相対化したはずの仏教が中世に進行した神仏習合とともに神国日本至上主義を主張していたり、儒者官僚ではなく朱子学などにも通じた禅宗僧侶が外交実務に携わるという日本においては、必ずしも自明の了解事項ではなかった。さらに、武家政権が天皇権力を凌駕し、事実上は武家政権の最高権力者が日本における最高権力者でありながらも、形式の上では天皇に従属する将軍に任命されているという事実は、事態をさらに複雑にした⁵。

しかし、天皇をその構成員に含む京都政権と、将軍に代表される武家政権の関係は、その所在地だけでなく、機能と構成原理が異なり、管轄領域も異なる二つの政権なのであり、本来的に官制上の上下関係では説明しえない二つの王権が、日本列島に相互依存しつつ並存しており、しだいに後者が前者の管轄領域を侵食し、前者が独自に決定できる領域がほとんど存在しなくなったというのが、事実である。つまり、中国式の官制にただちには翻訳不可能な統治機構であったというよりない。近世における日韓関係において、幕府将軍を朝鮮側にどのように呼ばせるかをめぐって呼称が二転三転したこと(大君、日本国王)、また、朝鮮側の内部文書では幕府将軍を「関白」と呼んでいることなどは、日本の統治機構が皇帝を頂点とする中国官制をモデルとして構築された朝鮮の官制に翻訳不可能なものであったことを示す。

この点は、内部的には皇帝を称し、独自の元号も用いながら、中国式の官制に翻訳可能であり、対中国関係では国王として冊封関係のなかにあったベトナムや初期の高麗の対応とも大きくことなる。

3. 1980年代以降の日本における歴史研究への関心

1980年代以降の日本における研究の傾向として、いわゆるウェスタン-インパクト以前の時期、なかでもおおよそ10世紀以降におけるアジア諸地域の統合のあり方や相互の関係など、産業化が進行していた欧米との接触の衝撃の大きさとそれに続く社会と国家体制の激変によって覆い隠されてしまっていた、それ以前の各地域内のシステムや地域間のシステムにたいして関心が高まっている。

このような関心のあり方は、二国史的な関係史研究の成果を足し算した結果として生まれてきたのではなく、歴史を考えるパラダイムの転換というべき事態によって生じたものである⁶。具体的には、ウォー

⁵ 天皇と将軍の関係が、上下関係として意識されるのは、朱子学的な大義名分論が日本の武士知識人に浸透し、ロシア接近による対外的な危機意識が高まってきた18世紀末以後であり、鎌倉幕府の発足以来、京都政権(鎌倉幕府発足当時は、天皇ではなく、その父系の天皇経験者の一人が権力を握る院政が行われていた)と武家政権は、機能と構成原理が異なり管轄領域が異なる二つの政権であり、相互依存的な楕円の2焦点ともいべきものであった。それゆえ、天皇と将軍とどちらが上か下か、という問いそのものが、本来的に意味をなさない。

⁶ 以下の記述によって、一国史的な研究の意義を否定しようとするのではない。しかし、相互連関的に歴史が展開されてきた東アジアの場合、個々の地域を包括していた東アジア的なシステムを想定し、そのなかでの相互

ラーステインが提示した「世界システム論」とどのように向き合うのかという問いのなかから生じてきた動向でもある⁷。「世界システム論」によれば、さきほど述べたように古くからいくつかの文明圏がそれぞれ「世界経済」として並存していたのだが、ヨーロッパ人による16-17世紀の大航海時代によってヨーロッパ主導による「ヨーロッパ世界経済」による地球規模の交通と市場が成立し、それが近代世界経済システムの始まりであるとされる。当初は主に東南アジア産の香辛料を求めてのアジア渡航と金銀を求めての新大陸渡航であったが、しだいに、西ヨーロッパ地域を中心にして、新大陸と西アフリカ、さらに東欧を結んだ交易システムが拡大し、辺境となった新大陸の銀・砂糖、西アフリカからの奴隷、半辺境となった東欧の穀物を西ヨーロッパ中心に結びつけることでヨーロッパへの富の蓄積を可能にした。つまり、世界システムの中核である西ヨーロッパと周辺の従属地域(半辺境、辺境)という世界規模での資本主義的分業と交易システムの形成である。中核もはじめから先進的で中核だったのではなく、半辺境、辺境もまた、世界経済の市場への接近と参入の結果として、そのような方向へと統治機構や経済が変容していったというのである。

さらに18世紀には、嗜好や生活スタイルの変化とともに香辛料への需要が減退するが、コーヒー、茶、砂糖、綿布など、アジアや新大陸からの新商品の交易が拡大し、インドからの綿布輸入を阻止する輸入代替化のかたちで、イギリスにおいて綿織物業からいわゆる産業革命がはじまる。この拡大するイギリスの綿花需要に対応して、アメリカ合衆国南部やエジプトが綿作地帯へと変貌していく。他方、中国産の茶にたいする需要は、輸入代金として銀に替えてインド産アヘンを中国に販売する。その結果としてのアヘン戦争と東アジアにおける不平等条約⁸体制の開始は、東アジア地域もまた、19世紀後半には近代世界システムのなかに従属的に包摂されたことを意味する。

このようなウォーラーズテインの「世界システム論」は、それまでのヨーロッパ近代を水準点として、ここから導き出される一国史的発展段階論と各段階における社会構成体を設定し、それとの相違もしくは近代化の達成度をもってその国の歴史発展のあり方を推し量るというマルクス主義ないしはその方法に従う歴史接近方法にたいし、開発経済学や社会学の観点からA.G.フランクやS.アミンなどによって提示された「中心部と従属的周辺部」論、「低開発への開発」論の議論のなかから生まれ、今日の資本主義的近代世界システムが歴史的にどのように成立し展開してきたのか、という問いの立て方だったのである。しかし、この解答にたいしても、やはりヨーロッパ中心主義であるという批判は当然に予期されるものだが、それだけでなく触発されて浮上してきた論点が多様であった。ことに、16世紀がヨーロッパの覇権に向かう分水嶺とする見解にたいし、16-17世紀のアジア国家の力量や豊かさをより高く見る

のかかわりを考えないかぎり、一国史的な歴史展開の特性さえも、十分には理解できないと考えるものである。これは、たんに理念としての「華夷秩序」の存在だけ指摘すれば済むものではなく、より具体的な人やモノ、技術、思想など、さまざまな位相で検証されるべき課題である。

⁷ I.ウォーラーズテイン『近代世界システム』I・II、川北稔訳、岩波書店、1981年。原著は1974年。なお、訳者である川北稔の「まえがき」が、ウォーラーズテイン理論をきわめて分かりやすくまとめている。

⁸ 不平等条約の最大の特徴は、工業商品の売り込みと現地商品の自由な買い付けを目的とする自由貿易体制(低率の協定関税、内地通商の自由)と自国民保護のための領事裁判権、さらには最恵国待遇にあるが、このような不平等条約の起源は古いものではなく、南京条約(1842年)や日米修好通商条約(1858年)と前後する時期に締結されたイギリスとオスマントルコの通商条約(1838年、バルタ・リマン協約)、イギリスとタイの条約(1855年、バンコク条約)が原型である。毛利健三「イギリス資本主義と日本開国」、石井寛治・関口尚志編『世界市場と幕末開港』、東京大学出版会、1982年。

議論⁹が注目されよう。川北稔は、16世紀以降の「大航海」によってもたらされた「一体としての世界」が、17世紀後半以降の「商業革命」によって、ヨーロッパ人がアジアなどの商品を大量に消費するかたち（「生活革命」）を成立させたのであり、「世界の一体化」の第一段階は「アジア時代」であったが、18世紀後半以降、こうしたアジア商品の国産化、つまり、ヨーロッパにおけるアジア商品の輸入代替としての産業革命が進行し、それが「ヨーロッパ商品」となって反対にアジアに流入するようになったと要約し、その二つの時期のうち、決定的に重要なのはヨーロッパ人の生活文化にアジア商品を大量に持ち込むようになった近世、工業化以前の動きのほうが圧倒的に重要であったとする¹⁰。また、岸本美緒によれば、「ヨーロッパをモデルとした一国的発展論を批判しつつ登場した近代世界システム論が、さらにそのヨーロッパ中心主義を批判されている新しい段階」¹¹が今日の歴史研究なのであり、新しいグローバル・ヒストリーと新たなその時代区分をどう描くのが問われている¹²。

とくに東アジアにかんしては、16世紀前半にヨーロッパ人との接触が発生しているが、インド洋海域や東南アジア海域での事態の進行とは異なり、それがただちにヨーロッパ人による海上交易の一定程度の掌握や、交易拠点を基点とした内陸への進出と地域支配へと進展せず、19世紀半ばにいたるまでは、日本や中国の統治権力が要求するままに、その許可された範囲での、ときには屈辱的要求を甘受する通交者であることに甘んじていたことに注意したい。これにたいし、南アジアや東南アジアの諸地域においては、イギリス、オランダは交易拠点を基点としてしだいに支配領域を拡大し、19世紀半ばにはすでに領域支配権力、すなわち植民地統治権力へと転化していた。「世界システム論」によれば、この近代資本主義世界システムに従属的に包摂されたときが、その地域の「近代」の基点となるのだが、東アジアの場合は接触から従属的包摂までに、3世紀ほどの時間差が存在することになる¹³。

このような史実に着目するならば、「世界システム」への統合、包摂の経緯も必ずしも同一の過程を繰り返すものではなく、当然のことながら、その地域にすでに存在していたシステムに応じて、異なる参入の仕方、包摂の仕方がありうることになる。中南米においては、たとえばインカ帝国の滅亡に見るよう

⁹ 岸本美緒「時代区分論の現在」、歴史学研究会編『歴史学における方法的転回 元代歴史学の成果と課題 1980-2000』、青木書店、2002年、84-85頁。

¹⁰ 北稔「輸入代替としての産業革命」懐徳堂記念会編『世界史を書き直す 日本史を書き直す』和泉書店、2008年、30頁。

¹¹ 同上論文、85頁。

¹² 例えば、その試みの一つとして、「海域アジア史」という新領域も開拓されており、桃木至朗編『海域アジア史 研究入門』、岩波書店、2008年、は、総説で、「海域アジア史研究の3つの主戦場」として、(1)「自国史」の刷新と「対外関係史」「海上進出史」、(2)「東洋史」「東西交渉史」「大航海時代史」の刷新と海域史、(3)近代史の刷新と世界システム・アジア交易圏、を掲げている(4-8頁)。他方、14世紀におけるモンゴルによるユーラシアの統合を世界史的な画期と見る杉山正明の一連の研究(たとえば、一般向けの新しいものとして、『モンゴル帝国と長いその後』興亡の世界史21、講談社、2008)があり、「海進」によるグローバル化の進展という論理には、陸上への視点と知見が大きく欠落している(同書、105頁)、と批判する。

¹³ このタイムラグを、歴史的にどのように位置づけ、何と呼ぶべきかという問題については、永井和「東アジア史の「近世」問題」、夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、2007年、が論点をうまく整理している。さらに彼は、自身の見解として、1、世界史の流れを「多世界→単一世界」ととらえる「多世界論」「世界構造転換論」の立場から、2、「世界構造転換のプロセス」を、地域レベルでの世界の一体化→ユーラシア規模での世界の一体化→地球規模での世界の一体化、という3段階に分け、3、「地球規模での世界の一体化」がはじまって、「一体化された世界」が形成されるまでを広い意味での近代とし、それを16世紀から20世紀初までとし、4、「近代」を近世と狭い意味での近代に分け、5、地域によって違いがあってもアジアが西欧に優位であった18世紀頃までの時期が近世、6、しかし、近世の世界経済が単一の世界経済であったのか、については保留、7、よって、近世アジアにたいする「近代世界システム」による包摂論についても保留、としている。

に、先住民の国家をスペインからやってきた少数の軍隊が徹底的に破壊して財宝を奪い住民を奴隷化するというむき出しの暴力によるものであったが、それから数十年の時間差で中国や日本に渡航してきたポルトガル人たちには、そのような方法は採れるはずもなかった。つまり、たんなる距離的な遠近だけの問題ではなく、各地域における独自の社会形成のあり方や各地域が地域内システムをどのように構築してきたのか、そして、各地域が外部とどのように関わってきたのか、によってまったく異なる過程を経たことは明らかである。結果的には19世紀後半に東アジアは「近代資本主義世界」に包摂されたことはたしかなのだが、それ以前に相互にどのような関係を形成し、それぞれがどのような社会を展開していたのか、そして外部世界とどのような繋がり方をしていたのか解明することが重要になってきたということなのである。日韓の二国間関係史もまた、東アジア世界のなかの存在であり、グローバル・ヒストリーの一部なのである。

4. 17-18世紀、東アジア世界の特性

そのような観点から東アジア世界について見ていく前に、日本と韓国の特殊性について、考えてみたい。

まず、われわれは、今日的な主権国家である日本国と大韓民国という主権国家の枠組みを過去に遡らせて前近代の両国関係を考察しがちである。しかも、その領域が17世紀初の時点と比較したとき、韓国の場合、分断という事情を除けば、朝鮮王朝が支配した領域とほとんど変化がない。しかし、日本の場合、18世紀末に江戸幕府が直接、間接に統治領域としていた範囲に比較するとき、18世紀末にロシアとの関係で蝦夷地を幕領とし、さらに幕末の1854年に締結されたロシアとの条約で北海道といわゆる北方四島を日本領とし(ただし、その北方である千島列島と樺太については確定的ではなかった)、明治初に琉球を領土に編入したことで、それ以前に「日本」と意識されていた領域とは、近代国家形成過程においてそれまでは境界的であった地域を「日本」に編入しているという点で、異なっている。そうであっても、日清戦争以後に獲得した台湾、韓半島などの海外領土は第二次大戦の敗戦とともにすべて喪失し、その結果として、18世紀末と大きな変化がないように思いがちであるという事情がある。

そのため、歴史的に形成されてきた現在の「日本」と「韓国」が、その領域とそこに暮らす人々とともにあたかも有史以来、連綿と受け継がれてきた存在であるかのごとくに錯覚しがちですらある¹⁴。しかも、他地域との交流を厳しく制限した「鎖国」体制の時代が長く存在したために、両国ともに少数の移住者や先住民(韓国にはいないが)を除けば、ほぼ単一のエスニシティから成り立つような民族構成になっているように思いがちである(とはいえ、韓国においては済州、日本においては沖縄が、ともにかつては別の国家を形成していたこと、そして今日においても意識の強弱に違いはあれ、「陸地」、「内地」、ヤマ

¹⁴ しかし、完全に重なるものではないことは、沖縄県では「沖縄史」を扱う高等学校用教材が、「日本史」とは別に、独自に編集されていることから、明らかだろう。また、「両属」とされた琉球をどのように扱うべきか、明治初年には必ずしも日本領編入の方針に定まっていなかったことも指摘しておく。近代における北海道と琉球の扱いについては、小熊英二『<日本人>の境界』新曜社、1998年、第1-3章を参照されたい。明治初年には、開発や維持コストを理由にして、琉球放棄や北海道売却を主張する新聞論説さえ存在した。

ト)と自らの間に微妙な一線を画していることを否定するものではない)。その上に、均質な国民を作り出すことに力を注ぐ近代学校教育制度の高度な普及の結果、地域差や地方差もまた大きくはないという事情までもが重なる。

しかし、現代と過去の国家領域の重複性が高く、そこから生まれる現代の視線からの過去と現在の歴史、なかでも国家史にたいして連続性を当然かつ暗黙の前提として考えがちである、あるいは考えることができるように思いこんでしまうという事情は、かなり特殊な関係であると言わざるをえない。くどいようだが、17世紀初めの時点で世界史的に考えるならば、南北アメリカには、北米先住民のほかはヨーロッパからの移民が始まったばかりで、中南米に存在したインカやアステカなどの先住民国家はスペイン人に滅ぼされていた。ヨーロッパにおいても、今日の領域に比較的に近いのはフランスだけであろう。ドイツやイタリアは地理的な名称でしかなく、イギリスはイングランド・スコットランド・アイルランドという別個の国家であった。バルカンとエジプト、アルジェリアなど、中東から北アフリカまでが依然としてオスマントルコ帝国の支配下にあった。そして、ロシアはウクライナ地域に進出し、ようやくウラルを越えようとするところであった。インドの内陸部はイスラムを奉ずるムガル帝国が統治していた。中国においても、長城以北は女真族とモンゴル族の地であり、チベットとウイグルは中国の版図ではなかった。

つまり、現代の世界各国の国境を考えるならば、17世紀初にそれとほぼ一致するような国家を見出せる地域は、南北アメリカやアフリカには存在せず、ヨーロッパにおいてもその原型が存在したにすぎないと言っても過言ではなく、中国も今日とは大きく異なっていたことを思い出しておきたい。日本でさえ、琉球と北海道は「日本」ではなかった。そもそも、人種・言語・習俗・宗教などを同じくする集団が一つの主権国家を形成しようとする、あるいはすべきであると考えられるようになるのは19世紀以降の現象なのである。また、そのように設定された国境の枠組のなかで国家はいっそうの文化的な同質化を推進し、さらにはその起源を遡らせて近代国民国家以前からの言語的・文化的・血縁的共通性や「固有の民族性」を「歴史的に証明」し、かつ公的に教育することで、「国民」を作り出していく。

周知のように、明確に区切られた領土を有するとともに、所属する人間に排他的な関係を有しているのが近代国家である。かつ、それ自体が外交の主体でありその上位の権力が存在しない主権国家という概念が成立したのは、1648年に結ばれたウェストファリア条約からであり、それ以前に主権国家は存在しえない。また、文化的、言語的にも同質化された国民によって形成される国家、すなわちnation state(国民国家)という概念が発明されるのは絶対王政期のフランスであり、フランス革命とその拡大によって、国民国家の概念もまた輸出され、20世紀に入る頃には、国民国家概念は広く受け入れられるようになっていた。

東アジア世界においても、そのような意味での主権国家が出現するのは、19世紀半ば以後に入り、欧米と、そして東アジア諸国家相互の条約体制が成立した後のことであり¹⁵、その後を追うようにして国民国家概念もまた受容されていったことを忘れてはならない。つまり、一定程度のエスニックな集団が存在して、その居住領域が国民国家に発展して国境が決まったのではなく、統治者によってまず国境が引かれ、その内側における多数派エスニック集団の言語、文化が支配的な言語、文化として採用さ

¹⁵ 厳密には、朝鮮や琉球にたいする冊封関係が完全に消滅した日清戦争後であろう。

れ、それが公教育と行政の回路を通じて定着し、「国民」が形成されるのだ。

ここで、東アジア世界について論ずる前に、16-17世紀、東アジア世界とは異なる政治権力のあり方について、イスラム地域史研究者である羽田正の議論を紹介しよう。

「インド洋海域世界では、多様な商人集団の貿易活動を統制し、支配しようとする政治権力は存在しなかった」し、内陸に拠点を置く強大な政治権力は、必ずしも海岸部にまで及んでいなかった¹⁶。さらに、「インド洋海域沿岸や東南アジアの王権は、領域よりもまず人を支配しようとした」のであり、広域的な政治権力は、地縁、血縁、職業、エスニシティ、宗教などのさまざまな要素を各にして形成された多様な人間集団を、大きく包み込んで集団間の利害を調整しつつ統治していたとされる。強大な帝国の下には地方、都市、ギルド、部族、宗派といった政治的主体がなにがしかの独立性をもって重層的に存在しており、主権国家の形式を取らない支配であったために、ムガル帝国人、サファヴィー帝国人という概念は存在しなかった。そして、「政治権力が領域でなく人を支配しようとする以上、人的な意味での「内」と「外」の区別はなかった」¹⁷。つまり、領域を定めるとともにそこに住む多様な人々を等しく臣民の列に組み込んで、その帰属するエスニシティや宗派、社会階層、職業集団などの上位概念として〇〇人を設定して統治するという支配ではなく、あるいはまた、臣民たる者がその領域外へ出て行くことと、領域外から臣民ではない者が入ってくることを併せて厳しい規制の対象とする政治権力でもなかったというのである。

それゆえ、17世紀初頭の東インド貿易を目的にインド洋海域に進出してきたフランス、オランダなどの東インド会社は、現地政権になんらかの貢献をなすことが期待されて、破格的な厚遇(貿易拠点となる商館や要塞の建設許可など)を受けることができたという。王権や政治権力は、王国に豊かな商品がもたらされて交易がさかんになり、王の宮廷が関税などで潤うならば、貿易を行う主体が誰であるか、どこ出身者であるのかは大きな問題にしなかった¹⁸のである。

このような羽田の議論に従うならば、さまざまなエスニシティや宗教・宗派を内部に抱え込んで統治するというのは、近代国民国家とは異なる「帝国」、すなわち、オスマン帝国などの姿が想起されるが、前近代国家としては、むしろそのような支配のあり方が一般的であった。さらに、もうひとつ注目されるのは、インド洋海域や東南アジアの政治権力は領域支配よりも人間集団の支配を重視していたという指摘であろう。これは、海洋に開かれた地域の支配、という事情から説明することができると思う。つまり、広大な海洋に開かれている地域では、そもそも領域的な支配が不可能な海洋にたいして陸上の統治権力がなんらかの支配権を主張することは無意味だったのである。それよりも、海上交易などによって海の向こうから富をもたらすであろう人間集団を、その出自にこだわらずに受け入れてその生命と財産を保護し、その対価として財貨の取引にたいする関税や入港税などを取り立てたり、あるいは彼らが持ち込む財貨を内陸地域と取引して利益を上げる方式のほうが、理にかなっているのである¹⁹。そし

¹⁶ 羽田正『東インド会社とアジアの海』興亡の世界史15、講談社、2007、39-40頁。

¹⁷ 同上書、356-357頁。

¹⁸ 同上書、151頁。

¹⁹ ただし、海洋に面して成立した政治権力が、つねにそうであるとはかぎらない。たとえば、中継貿易によって興隆した琉球が、17世紀に入り、しだいに対中貿易の利益が減少してくると、統治体制の改編をおこない、土地支配すなわち領域支配へと統治の重心を移していったとされることを指摘しておこう。

て、彼らの帰属意識は、そのエスニシティや宗派に基礎づけられるものであって、その居住する帝国に依拠するものではなかったのである。また、複数の遠隔地に拠点を持ってこそ外洋航海による海上交易は可能だったのであるから、そのような集団を一箇所の拠点がある場所をもって色分けすることが有意であるとは考えがたい。

このような、海に開かれた非領域支配的政治権力のあり方は、宋・元の頃までは、それに類似した支配方式を東アジア海域においても見出すことができた。それは、たとえば、中国沿岸各地に新羅坊を建設して海上交易を担った張保阜ら新羅人たちの活動が可能になったのは、一つには、当時の中国の統治権力が人の所属を厳しく問う領域支配にさほど傾斜していなかったことが考えられようし、838年を最後として遣唐使が中断して以来、中国王朝とは正式な国交を持たない日本からの僧侶たちの中国往来もまた、可能だったわけである。宋・元の時代、日本は中国皇帝からの冊封関係のなかには無かったのだが、僧侶や商人と商品の往来には差し支えがなかったのである。

そのような点から興味深いのは中国沿岸都市に残されているムスリム商人たちの足跡である²⁰。唐代には、ムスリム商人たちが中国に来航、居住するようになり、広州・泉州・福州・海南島などにはアラビア語やペルシア語の碑文が数多く残されている。碑文のなかでもっとも古いものが9世紀、一部が宋代、大部分が元代のものである。また各地には清真寺と呼ばれるイスラム建築によるイスラム寺院も建設され、広州・泉州にはムスリムの居住区である蕃坊、彼らを統率する蕃長が存在し、中国政権もまたそれを認めていた。ところが、元末の混乱を避けるために一部の人たちが東南アジアに避難したことに加え、明の太祖が海禁を施行して海上交易を禁止したことで、海上交易が経済基盤であった彼らは大きな打撃をうけた。さらに、ムスリムは元代においてはモンゴルに次ぐ特権的な地位にあったことから漢族の排斥をうけ、しだいに漢族と通婚したり、漢族同様の姓氏を名乗り、ついにはイスラムの信仰も捨てて、16世紀末には漢族に同化されていったという。つまり、唐代から来航しはじめたムスリム商人たちは中国沿岸諸都市に居住区を設定し、それは宋・元代まで続いたが、明代の海禁をきっかけとして、ムスリムの集団としては消滅してしまったのである。

交易のために海外から来訪した人々が現地政権から交易拠点の建設や居住を許されるという事態は、当時の季節風を利用した外洋航行という技術的条件にも規定されるものでもあったが、必ずしもそれだけではない。政権の有する対外関係への管掌方式や対外秩序意識にも拠るであろう。そのような事例を韓半島と日本列島に探すならば、高麗時代の宋商人たちが開城に居住していたことが挙げられ、彼らの来航や逗留にたいして厳しい制限があった様子は伺われない。また、モンゴルとの関係では、高麗と元の間往来は、海路・陸路ともにほぼ自由な貿易、自由な往来の時代であった。明の成立後も高麗から陸路で中国に往来する人の流れがただちに变化したのではなく、使節の名目で商人たちが多く中国に入っていた。それが一変して商業目的の陸路往来が統制対象とされるのは、李成桂がクーデターによって政権を握り、彼を支持し性理学徒でもある新興儒臣たちが政策決定の舞台に立ってからのことである²¹。

²⁰ 中国におけるムスリムについては、陳達生「中国沿海地域のイスラム」『アジアから考える2 地域システム』東京大学出版会、1993年。

²¹ 須川英徳「高麗後期における商業政策の性格」『朝鮮文化研究』4、1997年3月。

日韓の関係では、14世紀半ばから激化した倭寇にたいして当時の日本の中央政権は十分な統制の術を持たなかった。しかし、朝鮮政府の硬軟併せた対策が倭寇の鎮静化に成功する。朝鮮前期には齊浦をはじめとして、倭人たちの滞在が許された場所があり、漢城にも使節として上京が許された倭人と女真人のための逗留施設が存在した。倭人の朝鮮渡航には朝鮮政府が許可を与えた者に限るという制限があったが、その渡航主体は多様であり、日本列島の中央政権の統制が及ぶところではなかった。日本においても、鎌倉・室町時代には中国商人たちが博多に居住していただけでなく、16世紀半ばから日本に来航するようになったポルトガルをはじめとするヨーロッパ人たちは、禁教といわれる「鎖国」が実施されていくまでは、薩摩、長崎、平戸など、彼らを歓迎してくれる領主の港に寄航し、領主もまた貿易の利益を求めて彼らの来航を求め、さらには領主たちまでがキリスト教に改宗した事実を挙げればよいだろう。「鎖国」後においても、長崎にはオランダ人と中国人の居住地域が認められていた。しかし、その自由度ということを考慮するならば、倭寇対策として居留が許された三浦の倭人たちは朝鮮側からの監視と行動の制限があり、壬辰倭乱後にあらためて認められた草梁倭館においてはなおさらであった。また「鎖国」後のオランダ人が出島に隔離されたことは有名であるが、当初は長崎ならば日本人宅への居留が許されていた中国人も、中国から日本渡航が公認され、逆に日本から貿易額や渡航船籍数に上限が設定されたことから、密貿易防止目的で1685年以後は唐人町に居住が制限された。

つまり、大きく見るならば、中国においては明代に、韓国においては朝鮮時代から、日本においては江戸時代において各政権が、自己の統治する領域にたいする人の出入りを厳しく管理、統制するとともに、滞在外国人にたいしてもさまざまに行動の制限を加える政策の採用へと大きく変化していたことになる。これは、インド洋や東南アジアの場合と大きく異なる点である。「17-18世紀の日韓関係」は、このような東アジア、なかでも明に端を発して朝鮮、日本の順に採用していった海禁もしくは鎖国という三国に共通な出入国にたいする管理統制政策とそれを可能にする中央権力の出現のうえに展開しているのである。したがって、まず、東アジアにおいてなぜそのような国家による人の出入りの管理、統制を行うことになったのかを問う必要がある。

しかし、時期による変化を考えるならば、明は16世紀の終わり頃には海禁を解除し、明清交代後の清もまた、南明政権や台湾に根拠地を占めた鄭氏への対抗から「遷海令」を出して海域との遮断を行ったが、17世紀末、鄭氏降伏後にはそれを解禁し、明が許さなかった日本への直接渡航までも許可している。他方、日本の場合は海外渡航や外国船の来航にたいして中央政権が統制を加えたのは、15世紀から16世紀半ばまでの遣明船の場合と、秀吉政権以後の海外渡航船(朱印船)であり、逆に外国からの来航にたいして来航・滞在地の指定や船籍数の指定などを始めたのは江戸時代に入ってからであり、それも当初から体系的な法令が発せられたというのではなく、禁教を軸として徐々に統制が加えられ、その結果の積み重ねが18世紀の終わりごろには「祖法」として意識化されたのである。

この日本と中国の事情を見る限り、それぞれの政権をめぐる国内外の事情が異なることによって渡航や来航にたいする制限の強弱や制限の対象もまた異なると見てよい。

これにたいし韓国の場合は、高麗末に当初は海路を用いていた明への朝貢が、陸路を指定されて以来、中国への海路による通交は完全に廃絶してしまい、陸路による通交もまた朝貢使節によるもの

以外は認められなかった。このような事情は明清交代後も変わらなかったことに特徴がある。

日本と韓国の関係も、15世紀には対馬だけでなく京都にも使節派遣が行われたが、以後は対馬までであった。江戸時代には、頻繁ではないが政権中心地までの使節派遣は行われたが、民間人による日本の地での交易は絶対に許されず、対馬から草梁倭館に持ち込まれた商品が公私の貿易として行われた。逆に日本からの使節は、前期には「日本国王使」だけでなく各種の使節が漢城まで上京したが、壬辰倭乱後には原則として上京が許されず、対馬から釜山までであった。また、江戸幕府の將軍から国書が送られても、それを伝達する「日本国王使」は朝鮮には送られないという関係であり、非対称な関係であったと言えよう。

つまり、韓国の場合、日本、中国のいずれとも異なって、公式使節の日本渡航以外の海外渡航はすべて禁止することに終始したのであり、また、来航が認められたのは琉球と日本からの使節だけであった。また陸路では、前期には女真と中国、後期には中国とだけの通交であって、他地域との通交関係は、同時期の日本、中国に比して、相当に限定的なものであった。

このような、日・韓・中の対外関係にたいする政策の違いは、東アジアにおける国際秩序という枠組みが先にあって、そこから説明されるものではなく、むしろ、それぞれの中央権力と地方社会の利害と思惑が交差するなかで、相手国の要求が自国にとって国内的にも対外的にも都合であると判断されればそれを受け入れ、そうでなければその受け入れ可能な範囲で妥協し、ときには論理をすりかえて自己了解したり、あるいは拒絶したり無視したりという国際・国内関係のなかで構築され、明示的あるいは暗黙のうちに了解された関係の積み重ねの結果なのである。

ところで、東アジアにおける外交は、相互にやりとりする外交書簡や儀礼について双方の称号や文書の形式が重要な問題であったことは周知であるが、その際に遵守されるべきものが礼制であった。夫馬進は明清と朝鮮の間に発生した外交事案4件を事例として外交における「礼」とそれに違背した罰である「問罪」の関係を論じ、「礼」の秩序でもある華夷秩序の実際について論じている。外交における「礼」と「問罪」の間には、国内法である律に示されるような具体的かつ明確な違反事例とそれに対応する罰則規定がなく、何が礼から逸脱するかを決めるのは中国側の恣意にまかされていただけでなく、相手国(すなわち朝鮮)が「恥じある」心から自らそれを悟らねばならず、また、「冊封」を外交カードに用いることで、本来はまったく別の問題を「礼」にかかわる問題としてすりかえ、朝鮮への統制を可能にしたというのである。そして、「明清中国の東アジア外交において、対朝鮮外交こそその礼による統制が最も成功した事例」であり、同じく朝貢国、冊封国であったベトナムに対してさえ、礼による統制はほとんど成功したようにないと評し、朝鮮にたいしてだけ機能した理由を、「朝鮮自らが積極的に礼の内面化を進め」、「明朝の冊封下にあり、これによってその主導する礼による世界秩序の形成に自ら参画する喜びを味わうに至っていた」からであり、「明朝が周辺の冊封国、なかでも朝鮮側に対する外交で用いた「礼」は、それが「問罪」と不即不離に機能したことによって、「服従」の自発性を見事なまでに喚起しえた」ためであると論じた²²。逆に、中華を中心とした礼による世界秩序を認めていない17・18世紀の日本にたいしては、冊封や礼を外交カードに使うことはできなかったのであり、相互の実利に基づいて

²² 夫馬進「明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」、夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、2007年、347-348頁。

関係は進められたのであり、江戸幕府と朝鮮王朝の関係もまた、礼は、外交儀礼の格式という次元を超えなかった。

5. 17-18世紀における東アジア国際関係の原像

統治領域への人の出入りを制限、管理しようとする政策は、明代の中国に基本形が存在する。周知のように、明初の中国は、厳しい海禁政策を施行した。すなわち、一般人民の勝手な海外渡航を厳禁し、同時に海外からの外交使節以外の来航を受け付けなかったこととしたのである。また、外交使節を派遣する資格も限定され、明皇帝から冊封をうけた現地首長からの朝貢使節派遣であることが求められた。本来は、別途に存在した「海禁」と「冊封・朝貢」が一体のものとなっていたのである。

なぜ、明初にこのようなシステムを採用したのかについて、上田信は、「明朝のグランドデザイン」と呼んで、次のように説明する²³。明に先立つ元は、銀を軸にしてユーラシア全域を包摂する交易メカニズムを作ろうとしたが、それに必要な銀が十分に供給されたわけではなく、そのため、ウイグル商人やムスリム商人たちは物資の流通と銀の循環速度の向上を図り、元は銀にリンクした鈔の発行で銀の不足を補おうとした。しかし、銀の絶対量の不足にくわえて気候の寒冷化が発生し、交易メカニズムそのものがほころびはじめ、経済は混乱に陥った。さらに張士誠らの反乱勢力が沿海地域と大運河流域を占領したために、長江下流域から北部への穀物輸送という経済の動脈が停止し、元の支配は華北地域へと事実上縮小してしまった。ついには内陸に興った反乱勢力の一つである朱元璋が張士誠をはじめとする他の割拠勢力を打ち破り、すでに中国支配に意欲を失っていた元朝廷が大都を放棄したことで、大都もまた朱元璋の支配下に入った。

そして、上田によれば、元末の政治経済過程を経験した朱元璋が造ろうとした帝国は、「貨幣経済メカニズムの不調を前提としてデザインされた」²⁴ものであるという。つまり、国内的には、交易に銀を用いずに、人民から税金を徴収するのではなく直接にその生産物と労働力を徴発することとし、さらに、対外的には、支配領域の外から貨幣経済が帝国を侵食することを恐れて外国との交易を民間人に委ねずに、帝国が直接に管理する方法を採用したというのである。それが具体的には、1371年に開始される海禁であり、方国珍の残党や蘭秀山の乱など、元末明初の反乱勢力に加担した者たち、すなわち海辺に居住しかつて海運に従事していた者たちを軍に帰属させるとともに、彼らが海に出ることをいっさい禁止したのである。

それと同時に、それまで民間交易によって東南アジアから輸入されていた物資調達的手段として、積極的に周辺諸地域に朝貢を求めたとする。また、東南アジア諸地域の、たとえばベトナム南部の占城、タイのアユタヤ王国などは、高麗、陳朝ベトナムの場合とは異なり、中国と直接接していたわけではなかったが、それぞれの国内事情から朝貢することが政権にとって有利と判断して、二年一貢、三年一

²³ 上田信『海と帝国 明清時代』中国の歴史09、講談社、2005年。66-73、90-91頁。

²⁴ 同上書、91頁。

貢などの貿易権を確保して積極的に朝貢使節を派遣したのであった²⁵。その結果、それまで広く東アジア・東南アジア海域で港市国家に拠点をおいて無国籍的に中継貿易で活動していたムスリム商人たちは、東南アジア地域において海に面しつつもその後背地である内陸も領域的に支配する国家が組織した朝貢使節団に参加しないかぎり、対明交易から疎外されていく。さらに、すでに見たように、中国本土に居住するムスリム商人たちも明の海禁政策をきっかけとして東アジア・東南アジア海域から切り離されて撤退を余儀なくされ、しだいに同化、吸収されていくことになる。これは、15世紀の琉球が、東南アジアと中国大陸・日本列島・韓半島との中継貿易で繁栄した背景でもある。

しかし、明の海禁は、16世紀に入るところには福建や広東の中国密貿易商人たちが禁制を犯して東南アジアに渡航することによって掘り崩されていく。1513年にはポルトガル人が中国にはじめて来航して東南アジア・中国の密貿易に参入した。この東南アジア・中国を結ぶ密貿易の盛行にくわえて、1530年代からは日本の銀産出が急増し、その銀は朝鮮経由²⁶、さらに日本・中国の密貿易によっても輸出され、ポルトガル人もまた日本・中国の貿易に参入してくる。1543年に日本に来て鉄砲を伝えたポルトガル人2人は、中国人密貿易商の頭目である王直²⁷の船に乗っていたことは近年では広く知られるようになった。明の海禁が継続していたにもかかわらず、日本銀という新たな要素が東アジア海域の交易を急速に活性化するとともに、日本と中国に拠点を設けた中国人商人を中心とした密貿易を急膨張させた。他方、日本からの十年一貢を許されていた明への朝貢使節は1547-49年に派遣された策彦周良らの一行を最後に途絶しており、朝鮮との交易は、大内氏のように特に許された場合を除いて、ほぼ対馬が独占するだけでなく、日本からの一方通行的な交易使節派遣という状態になっていた。そして、綿布などによる買い取りを求めて大量に持ち込まれはじめた倭銀にたいし、朝鮮政府は対応に苦慮していた。なぜなら、倭人たちに支給される米豆、木綿などは、商品として集荷されたものではなく、税貢として徴収された品々なのであり、倭人たちの要求が増大したからといって、たやすく供給量を増加させられるものではなかったからである。

つまり、16世紀半ばの日本は輸出商品となる銀を抱えながら、輸出の窓口や手段が極端に制限されていたわけである。そのような矛盾した状況を背景に、多くの日本人たちが中国人密貿易商人集団に加わり、それを取り締まろうとする明の官憲と争い、主として中国沿岸を、一部朝鮮沿岸をも襲撃したのが後期倭寇である。また、急速に商品経済が成長し、財政における銀使用が拡大していた明にとっても、銀はどうしても必要な物資であり、海を挟んで需要と供給が存在しながらも、形骸化した海禁の壁がそれを押し止めているという状態であった。

²⁵ 同上書、103-105頁。

²⁶ 中宗三十八年(1543)に完成、施行された『大典後統録』刑典、禁制には、赴京人すなわち北京に赴く使節団の随行員が銀鉄などを密かに持ち込んだり、私的に荷物を預かって交易することを禁止する条項や、倭銀の買入れ、倭人との密貿易を禁止する条項が新たに追加されている。中国からは高級絹織物・薬材などが輸入されたようだが、端川から産出する銀だけでなく、このころには大量にもたらされるようになった倭銀もまた対中国貿易に用いられたことが容易に推測できる。なお、咸鏡道端川の銀は、燕山君代に発見され、採掘が開始されたようであり(『燕山君日記』燕山君十年閏四月乙丑条、1504年)、中宗三年(1508)には、「端川郡多産銀、郡民竊取、転売通事、通事以此多賚赴京」(『中宗実録』中宗三年十一月庚子条)とあって、使節団の訳官たちが銀を持ち出して中国産品購入に充てていたことがわかる。

²⁷ 王直はすでにポルトガル人の漂着に先立つ1541年に平戸に来航し、領主の松浦隆信から歓迎されて拠点を設けていた。上田、前掲書、249-250頁。

この後期倭寇にたいし、明は武力での鎮圧だけでなく、1567年には日本を除いた東南アジア各地への中国船の渡航と交易を解禁し、中国福建の漳州への東南アジア船来航を認めた。これは、朝貢とそれに伴う公貿易や私貿易だけが貿易の手段であったこれまでの海禁政策を大きく変えるものであった。冊封・朝貢関係に拘束されない交易を互市システムと呼んでいる。日本と中国の直接交易は認められなかったが、東南アジア各地で日本船と中国船が交易することまでは禁止できなかったし、日本への直接渡航も途絶したわけではなかった。また、1557年からマカオに居住を許されていたポルトガル人たちは、日本銀と中国生糸の交易を重要な収入源とした。

さて、17-18世紀の日韓関係を考えるうえで、その前提となる16世紀後半の事情は次のようなものであった。一方には中国皇帝を頂点とする冊封関係の秩序が存在し、その外交関係に基づいた使節往来にともなう交易が存在した。日韓の関係は、国王相互の通信という関係だけでなく、相互の交隣という枠組みのなかで、あたかも皇帝が国王たちにたいし定期的な朝貢と交易を許可するかのごとくに、対馬をはじめとする西日本各地からの朝鮮への使節派遣と交易を、個別に許可するという形式のものであった。しかし、他方では、朝貢という外交関係に拘束されない民間交易もまた、日本・中国・東南アジアの海域を結んで16世紀後半には出現したのである。このルートは、胡椒などの香辛料や蘇木などの染料をはじめとする東南アジア産の商品、生糸や絹織物、陶磁器などの中国産の商品、さらに日本産の銀という各地の商品を取り結ぶ海上交易ルートだったために、海への進出が厳禁され、かつ陸上交通によってのみ中国と結ばれていた韓半島を、ただちに巻き込むものではなかった。しかし、日本銀の増産以前である16世紀初にすでに端川で銀鉱が発見されていた朝鮮では、中国からの絹織物をはじめとする奢侈品や薬種輸入の代価である銀への欲求が高まっており、そこに1530年代からは対馬経由で新たに日本銀が追加的に流入しはじめたのである²⁸。つまり、中国人・日本人密貿易商人による海上ルートとならび、韓半島経由で日韓中をつなぐ陸上ルートもまた、やや先行して開かれていたのである。韓半島は、海上ルートの主人公でもある後期倭寇の襲撃にもさらされたのであるから、まったく無縁だったのではない。逆に、日本から見れば、対中国貿易のルートが海上ルートと対馬・韓半島経由の陸上ルートの二つが形成されたことになる。

だが、朝鮮王朝の基本方針は、このような沸騰しつつある東アジア海域の動きを無視し、あえて関わろうとはしないものであった。元朝への服属以来、外からの、そして上からの商業化にさらされ、大土地を支配し対外交易に参加しうる一握りの人々には有利でも、その負担が大多数の生産者に重くのしかかるという事態に批判的な人々が建てた新王朝が朝鮮王朝であった。そして、上述の「明朝のグランドデザイン」と同様、自由な商業活動を否定し、「利権在上」という概念に象徴されるところの現物と労働力の徴収をもって新王朝の財政・経済システムは構築²⁹されていたのである。商業的な富にたいしても、本である農を捨てることであると見て、否定的な感覚が浸透していた。もちろん、商業にたいして否定的な感覚ばかりではなく、国内的には1470年代に南部に出現しはじめた地方市場をめぐる、商業はむやみに否定すべきものではなく、民が有無を相通じる方途として本である農を補う行為であるという考

²⁸ 朝鮮での銀産出については註25参照。

²⁹ 須川英徳「朝鮮初期の経済構想」『東洋史研究』58-4、1999年3月。

え(「以末補本」論)も16世紀に差し掛かる頃から出現したのだが³⁰、対外交易においては、王室や国家機関が必要とする高級奢侈財や薬材などの物資は中国に派遣された外交使節団によって入手し、倭人が求める米豆、木綿などの物資は税貢として徴収したものを国家から倭人に支給する、という朝鮮王朝の対外交易の基本システムまでが変化したのではなかった。

6. 17世紀日本をめぐる対外関係の再編のなかでの日韓関係

秀吉の死によって朝鮮半島から日本軍は完全撤退したが、それは戦闘が終わっただけでしかなく、日本と朝鮮、明のあいだに和平が訪れたことをただちに意味したのではない。日本と朝鮮、明とのあいだの和平回復は徳川家康による新政権の課題として残された。そのことに触れる前に、発足したばかりの徳川政権が対外関係にかんしてどのような基本方針であったのか見ておこう。

家康の基本方針は、東南アジアとの交易やヨーロッパ人の来航にたいして、それを歓迎し、拡大しようとする方針を採っていた。ポルトガルに加え、新来のイスパニア、オランダ、イギリスもまた来航と交易が許された。キリスト教(カトリック)にたいして、秀吉は1587年に宣教師追放を命じていたが、中国産生糸・絹織物などを持ち込んでいたポルトガル人との貿易を放棄できない事情から緩和し、教会堂再建、布教の黙認へと変わっていた。江戸幕府もそのような方針を受け継いだのだが、キリスト教禁止の方針を示したのは1612年からである³¹。しかし、外国船の各地への来航と日本人の海外渡航、そして渡航した日本人の海外居住や帰国が許されている状況では、マニラを拠点とする宣教師の入国や布教のための書籍類の持ち込みも容易であり、完全な禁教は難しかった。日本人の海外渡航にたいしても、豊臣政権と同様に朱印状による許可制を継続した。

このうち、1614年に平戸に東インド会社の商館を開いたイギリス人は、中国との直接貿易に参加できず、日本でもっとも需要のある中国産生糸を十分に確保できず、取引を拡大できないまま、1623年に日本を去った。マニラに拠点を持つイスパニア人は、対日貿易に熱心ではなく、むしろ朱印船がマニラで中国船が持ち込む生糸を買い集めるために、メキシコ貿易の妨げであり、かつ宣教師潜入の根拠地でもあったことから、1624年にフィリピン総督の派遣した使節が受け入れを拒絶されて、国交は断絶した³²。

これにたいしオランダ人は1600年にはじめて到着したが、それがただちに継続的な貿易の開始を意味したのではなく、1609年に平戸に商館を開設してから継続的な貿易が開始される。オランダ人はモルッカなど東南アジア産の香辛料とインド綿布の交易に加え、1624年には台湾に根拠地を確保することで中国産の生糸・絹織物と日本産の銀・銅の貿易を組織し、東アジアと東南アジア物品の中継貿易

³⁰ 朴平植『朝鮮前期商業史研究』、知識産業社、1999年、第5章。

³¹ 1612年に京都の教会堂を破壊し、1614年には著名な日本人信者や宣教師らを追放した。もっとも多く活動していたのはイエズス会であったが、追放以後の潜入宣教師はイスパニアの支援を受けマニラに拠点を持っていたフランシスコ会であった。森克己・沼田次郎編『対外関係史』体系日本史叢書5、山川出版社、1978年、135-139頁。

³² 同上書、138頁。

で大きな利益を得た³³。つまり、すでに見たところである16世紀半ばからの主要取引商品である中国産生糸³⁴・絹織物、日本産銀、東南アジアの香辛料、さらにインド産綿布など、アジア各地の商品を相手国の需要に応じて産地国において確保し、それを中継貿易するネットワークを構築できたかどうかが重要なのであった。依然として中国への直接渡航が認められていない日本からの朱印船がベトナム、タイ、フィリピンなどの東南アジア各地で取引したのも、そのような商品であり、日本船が渡航する東南アジア各地には、日本人たちが居住する日本町が作られた。しかし、海外渡航したのは、商取引を目的とする人々や船員だけでなく、戦乱の終結とともに稼ぎ場や行き場を失った元兵士たちも多く、柬埔寨、マニラなどからの外交文書には日本人の乱暴狼藉を訴えるものもある。

また、輸入生糸にたいしては、1604年からポルトガル船が持ち込む中国産生糸にたいして、京都・長崎・堺の有力商人たちを買取りの団体を結成させ、その代表(糸割符年寄)とポルトガル人の間で買取り価格を交渉させて価格の一本化をさせる方式を導入させた。その価格に納得できなければ売り残すこともできたが、買取り側が組織されているので、結局はその価格で売却するようになった。これは、買取り価格の引き下げとそれまで公認されていたイエズス会宣教師の貿易介入を排除する目的であったとされる。この買取り方式は、中国産絹織物や縫糸、非中国産生糸、中国船、オランダ船の持ち込む生糸、絹織物にも拡大されていく³⁵。

ともあれ、東南アジアとの交易やヨーロッパ船の来航にかんしては、通交それ自体が問題とされるのではなく、それにもなっただけで発生するキリスト教流入とその勢力拡大がしだいに問題視されるようになることと、輸入品の重要品目である生糸の輸入価格上昇防止の対策が取られるようになったという二つを指摘しておく。

しかし、朝鮮、明との関係回復は平坦ではなかった。これについては、荒野泰典が日本側の事情を次のようにまとめている³⁶。

家康は1599年に五大老の筆頭として宗義智とその家臣柳川調信に朝鮮との講和交渉を命じたが、その際に家康は講和交渉決裂の場合には再出兵も辞さないという強硬姿勢を示していたこと、また、被虜人の送還には協力しながらも、家康からは先に国書を送ろうとしなかったことを指摘し、実態は惨敗であったものを、彼らは敗北と認めようとはしなかったからだとした。その理由として、荒野は「彼ら軍事政権の担い手にとっては、「武威」こそが支配を正当化する根本のものであり、戦争での敗北を認めることは、自己の支配の正当性が根底から揺らぐことを意味した」³⁷からであると説明する。

朝鮮との和平回復交渉とその交渉裏面で対馬が行った家康からの国書偽造やそれと符節を合わせ

³³ 同上書、142-144頁。

³⁴ オランダ人は、中国との直接取引ができなかったために、当初は台湾で入手した中国産生糸を日本に持ち込んだが、出島に移る頃からはベトナム産、ベンガル産の生糸を日本に持ち込んでいた。また、18世紀には生糸は第一位の商品ではなくなり、代わってインド産の木綿や絹などの織物の貿易、さらにジャワ産の砂糖が重要な商品になった。同上書、162-163頁。

³⁵ 同上書、133-135頁。

³⁶ 荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、1988年、第一章、「大君外交体制の成立」。なお、本章は、『講座日本近世史』2、有斐閣、1981年、に初出したもの。

³⁷ 同上書、175頁。

るための国書改竄などについては、田代和生による優れた研究³⁸があるので、ここでは立ち入らない。対馬にとって貿易の再開は死活問題であり、かつ朝鮮側にも急速に力をつけてきた満州族への警戒や日本に連れ去られた被虜人の早期帰国などの事情から、家康の国書や犯陵賊の真偽などに疑問を呈する声もあったが、日本に1607年に回答兼刷還使を派遣し、国交を回復させた。対馬にたいしても、1609年に己酉約条を与えて、対馬から派遣する使節船にかんする規定を定めた。しかし、それに先立って、明への通交のために、「仮道路、修貢大明」したいという求めは、容れられなかった。

明との関係について、家康は朝鮮を通じて、あるいは琉球を通じて、国交回復と貿易再開の方途を求めたが、いずれも望むような結果をえられなかった。そこで、家康の許可を得て行われた島津氏の琉球征服(1609)が一段落した1610年末に、側近の本多正純に命じて明の福建総督宛書簡を中国商人周性如に委託して送らせ、日本から明に貿易船を派遣する許可証である勘合符の発行を求めた。すでに、1608年には「唐船」が島津領に寄航するようになっており、また、1910年には来日した明人が家康への目通りを許されたこともあった。外交上は日本と明の間で正式な和平回復の手続きが取られたのではなかったし、明から日本への渡航禁止が解除されたのでもなかったが、いわばなし崩し的に明船が日本に来航するようになっていたことがわかる。そのような事情を背景として、明との直接貿易再開を希望する書状が家康の指示で出されたのである。この福建総督宛ての書状にたいする明からの返答はなく、中国側にはこの書簡は伝存されていない³⁹。しかし、中国船の来航がしだいに増加し、1631年にはオランダ人の記録では70-80隻であったという⁴⁰。1610年には中国船の来航は長崎に限られたが、1616年には薩摩への来航も許された⁴¹。しかし、1635年にはやはり長崎に入港は限定され、以後はそれが継続する。家康は明との直接貿易の再開を望んでいたのだが、結局のところ、明との国交回復を行わずに、来航した中国船との貿易だけは行うこととしたのである。

この明との国交回復と貿易再開の断念について、ロナルド・トビは、「二代将軍秀忠は、明中心の国際システムへの参入は幕府の正当化を妨害するものとして、明との国交回復・勘合貿易を、明からの打診を却下してまで、断念した」と説明している。また、このような対明外交は、対朝鮮外交において柳川一件の決着後、将軍の外交上の呼称を「日本国大君」と決め、対朝鮮外交文書に日本年号を明記することで、「東アジアの国際空間を形成してきた中国型世界秩序からの離脱を図」っていたことと同じく、「日本型華夷意識」が「大君外交」の基本構想だったとしている⁴²。

ロナルド・トビだけでなく、1635年からの対朝鮮外交文書での日本年号使用と「大君」称号の使用について、中国を中心とした東アジア国際秩序からの離脱とオランダ・琉球・朝鮮を日本の下位におく

³⁸ 田代和生『書き替えられた国書』中公新書、1983年。

³⁹ ロナルド・トビ『鎖国という外交』日本の歴史9、小学館、2008年、45-46頁。

⁴⁰ 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』吉川弘文館、1964年、8-9頁。

⁴¹ 薩摩への来航は、中国商人の出航地との関係が考えられよう。つまり、福建・台湾などの中国南部地域からの出航の場合は、沖縄諸島に沿って航行して九州南部に到着し、寧波など中部地域から出航の場合は外洋を横切って九州北部に直行していたことが予想される。中世の日中通交にかんする研究であるが、橋本雄「中世の国際交易と博多」『前近代の日本列島と朝鮮半島』山川出版社、2007年、が14世紀後半から15世紀におけるの南島路と大洋路の使い分けを考察しており、参考となる。

⁴² ロナルド・トビ、前掲書、104-105頁。

日本型華夷意識の成立が併せて論じられるところであるが⁴³、それにたいし池内敏は、17世紀前半期に往復された安南国、暹羅国、柬埔寨との外交文書を検討し、干支とならんでベトナムやタイ独自の元号が使用されていたり、「国王」号を含んだ多様な称号を用いていたことから、「互いに「国王」号をもつて行う外交が敵礼だとする観念というよりも、民族的自覚(中国からの自立意識)を保持した諸民族がそれぞれに自らの呼称と年号・国字を用いて行う通交を敵礼とする観念が読み取れる」⁴⁴と評した。さらに、1715年から施行された正徳新例によって中国人商人に來航許可証として発給するようになった信牌に日本元号が記されていること⁴⁵が清朝で問題になり、その顛末を中国商人が日本側に伝えた記録に、中国側の議論として、外国年号を用いることが外国に従うことだという当時の常識と、にもかかわらず外国ではそれぞれに異なる年号があるものだから、外国で出された文書にはその国の年号があってもある意味で当然なのだ、という見解があったことが紹介された。

しかし、この件にかんしては、松浦章が検討した清朝側の史料は、やや異なる事情を伝えている。清朝では、信牌の授受をめぐる官府への訴訟が発生し、浙江海関に信牌が保管されてしまい、中国商人が長崎で貿易できない事態が発生し、そのために鑄錢材料である銅の輸入が停止してしまったことが問題となっていた。そのことが日本元号の書かれた信牌の授受をめぐる貿易の断絶に起因していたことは明らかであり、官僚たちの議論では、元号問題に加え、中国側で発行した渡航許可書だけで十分ではないのかが、問題となった。これにたいし、康熙帝の判断は、信牌に記された日本元号は商人が使う符号のようなものだから問題視する必要がなく、中国側の許可書といっても礼部が発行するような外交文書クラスのものではない、だから、そんなことを問題にしていたら商人たちは貿易ができなくなってしまふから、問題とはしない、というものであった⁴⁶。つまり、日本元号にたいし、それを元号とは看做さず、商人の使う記号類似のものとして扱うことで、中華秩序には触れないように問題を回避させたのである。これは日本と清朝のあいだに外交関係がなかったことに由来するものであるが、それだけでなく、明清と朝鮮の外交において夫馬が指摘したように、「礼」に適うか否かの判定は中国側の判断にまかされ、別の問題を「礼」の問題へとすりかえて「問罪」する事例のまったく逆の事例とみることもできよう。

さらに池内は、「明朝中国を中心とした国際秩序が崩壊し、清朝中国を中心とする新たな国際秩序が定着するまでのあいだ、東アジア世界にはさまざまな変動が続き、周辺諸国の側はそうした変動のなかで自らを新しい世界のどこに再定置すべきかの模索が続いた。そこでは、従前の慣行たる「国王」相互の外交こそ敵礼とするありかたのほか、民族的自覚に拠りながら自らの外交称号・年号・国字を用いつつ敵礼外交が模索されていた。こうした情勢下において、「王」字は一地方権力を指す用語として意味をもち、ゆえに忌避された」⁴⁷と結論づけた。「大君」号の採用や日本年号の使用は中国中心の国際秩序とは一定の距離を保った外交姿勢の表現であるが、外交ブレーンであった禅僧たちが、公家外

⁴³ 藤井謙治「一七世紀の日本」『岩波講座日本通史12』岩波書店、1994年。

⁴⁴ 池内敏『大君外交と「武威」』、名古屋大学出版会、2006年、62-67頁。

⁴⁵ この時期の外交は、儒学者である新井白石によってそれまでの慣例がさまざまに変更されており、たとえば、朝鮮との国書に用いる将軍の称号を日本国王に、琉球国司を中山王に、さらに将軍に用いていた天皇と同格の文字を、天皇より下で三公諸王よりも上に定めるなどしたが、八代将軍吉宗によって元に戻されている。紙屋敦之『大君外交と東アジア』吉川弘文館、1997年、第一部、第二章、48-50頁。

⁴⁶ 松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』思文閣、2007年、111-117頁。

⁴⁷ 同上書、71頁。

交以来の対中国対等意識と中国皇帝を中心として周辺国王を位置づける国際慣行の存在を前提にして、室町時代の朝鮮向け国書に敢えて「王」字を書かずに「日本国源某」と書いていたこととは異なるとした（逆に朝鮮からの国書には「日本国王殿下」と明記されていた）。この時期の「大君」号採用をもって朝鮮を下位に置く意識の現われと見ることは、文書での用法・書式のうえで、「大君」が朝鮮側より優位であるような形式を取っていないことから、困難であり、対等な位置関係を志向していたとすることが適当であると評した。さらに、「大君」号は「大樹源君」の略称として、幕府の老中らによって選ばれたものであると推定し、「大君」号による外交は主従制に根ざした武家外交の色彩を帯びたものであるとした。池内の「民族的自覚」という表現には疑問があるが、日本、韓、中国、さらに仏教上の天竺という伝統的世界像とは異なる、さまざまな国家、多様なエスニシティと言語・文化の存在を、外交の場で体感しつつあった幕府当局者たちには、かつての明が要求したような、華夷秩序を前提とした冊封関係や外交関係は、大きく相対化されていたと見てよいだろう⁴⁸。

称号をめぐる議論はここまでとしよう。意識のなかで日本の外交当事者に朝鮮を低く見る感覚が存在していたとしても、逆に朝鮮側の当事者にも日本を低く見る意識が存在していたとしても、実際の外交や書式においては、幕府将軍と朝鮮国王を対等として、国書の交換も含め、両国が対等な外交が行われていたこと、また、その一方で外交形式の上で対等な関係を構築しがたいと見られる中国との間には、冊封をはじめとして国書交換を含めた正式な外交関係の樹立と、それを前提とした日本からの貿易船派遣は結局断念されたこと、そして中国船の来航による貿易のみの関係が選択されたことを確認できれば十分であろう。また、そのような日本の対応にたいし、中国側もまた、信牌への日本元号記入問題をめぐり対応から伺えるように、対日貿易の必要性との関係で敢えて問題化させない方向で対応していたことにも留意されよう。

7. 17-18世紀の東アジアにおける日朝貿易

中国への日本から貿易船派遣ができなかったこと、そして、キリスト教禁止をより徹底する目的で⁴⁹、1635年に日本人の海外渡航と帰国を全面的に禁止し、さらに1639年にポルトガル船の来航を禁止して以後、日本の海外貿易は中国船とオランダ船（41年にオランダ商館を平戸から長崎出島に移転）、さらに対馬の対朝鮮貿易にほぼ限定された。ここで、ほぼ、というのは、琉球経由の対中国交易と、アイヌとの交易があるからであるが、行論の都合上、ここでは触れない。しかし、このような日本の対外貿易

⁴⁸ 上述のような、対外関係からの説明にたいし、1615年に幕府が定めた「禁中並公家諸法度」を手がかりにして、武家政権の首長として明から冊封された日本国王と、伝統的な日本国王＝天皇という二つの系譜が一体化され、天皇と将軍をともに意味する日本国王と意味付けなおされたとの見解もある。紙屋敦之『大君外交と東アジア』前掲、第一部、第二章。なお、「大君」称号の採用とともに、琉球国中山王は、島津氏によって王よりも下った称号である「琉球国司」に任命されている。

⁴⁹ 山本博文『鎖国と海禁の時代』校倉書房、1995年、では、貿易統制という理由を明確に否定し、島原の乱鎮圧につづくポルトガル人追放（1639年）、貿易再開を望む使者の処刑（1640年）と、それへの報復措置を予想した外国船警備体制と海防のための国絵図作成などを、一連の「鎖国」への過程として説明している（同書、I「鎖国令」とはなにか）。

における窓口限定は、17世紀における対馬の朝鮮貿易の性格を大きく変えた。それは、中世の日朝貿易においては、対馬が生きていくための食料と、新衣料品である木綿輸入が主軸であったが、近世貿易においては生糸と銀の貿易が主軸となり、それが対馬の対朝鮮貿易にも影響を与えていた。

対馬・朝鮮貿易⁵⁰は、15世紀以来、儀礼的な物品贈答である「進上・回賜」、さらに後裔の貿易である「公貿易」、特定の許可を受けた人たちが行う私営の「私貿易」に分けられ、近世においても同様であった。対馬からの進上は、胡椒・明礬・丹木など東南アジア産の物品が含まれ、15世紀においては東南アジア産の物品が8-9割を占めたという。このような物品は、琉球経由、後には長崎経由で入手された商品である。この他に、17世紀初頭の物品には、漆や金属を用いた箱、鏡、屏風などの国内工芸品が入るようになったが、それにたいする朝鮮からの回賜は、人蔘、虎皮、虎肉、犬、綿紬、苧布、麻布、栗、棗など、動植物から織物、日用品にいたるまで、多種多用であるとともに、すべて朝鮮国内で調達されたものであり、変化しなかった。公貿易については、銅、錫、丹木、水牛角など、朝鮮では産出しない国家機関の必需品を公木(木綿)を代価として公定価格で買い上げる方式で、その後、日本からの商品が銅、銀に振り替えられたり、代価である公木が米に振り替えられたりした。

これらの貿易にたいし、私貿易には定品・定額制がなく、価格や分量は月6回開催される開市において、参加を許された者たちによって釜山の倭館において行われた交易である。17世紀初頭にどのような商品が取引されたのか不明である。断片的な記録から各種の織物が求められていたようであるが、朝鮮側の記録では、京商をして青布、絲、紬、氈などを倭館に送り込むべしとの意見、あるいは京商が東萊に行こうとしないので各官庁が有している中国産の物品を尽く東萊に送るべしなどの指示があり、私貿易取引にも日本側からは中国産の生糸、絹織物などが求められていたようである⁵¹。しかし、17世紀前半には満州族の勃興とともに不安定化し、明と後金の戦場と化していた遼東情勢のために、中国との陸路交易路が閉ざされ、その結果、中国産物資が対馬の期待するほどには東萊に入荷しなかったのである。中国産生糸と日本産銀の大量取引が可能になるのは、明清交代後である17世紀後半である⁵²。このような、日朝間の主要取引品目の変化は、日本から見た日朝貿易が、16世紀までの朝鮮

⁵⁰ 対馬・朝鮮貿易については、とくに断らない限り、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、1981年、による。

⁵¹ 中国産の生糸・絹織物をどのようにして朝鮮側が入手していたのか、基本的には清への定期的な使行に随員として商人たちが随行していき、彼らが入手していたと見られるのだが、具体的にどのような経路で東萊の倭館が北京に流れていったのか、現時点では追跡できていない。つまり、対馬が生糸を入手できた韓国内のルートが未解明なのである。

銀の流通は、東萊商人による私貿易によるものであったが、私貿易といってもまったくの私人が参加できるのではなく、東萊商人の実態は東萊府の訳官や軍校、邑吏たちであり、官僚組織の末端を構成する人々であった。彼らは、日本の求める商品の調達過程でソウルの貢人契や市塵となんらかの繋がりがあつたはずであり、流入した倭銀がただちに市中に放出されてしまうのではなく、大部分は半ば公的な官の買付資金として管理、運用され、一部が市中に物資調達などで放出され、その放出部分には秤量貨幣として使用されていたと推測される。例えば、国用の綿紬を納入していた綿紬塵は、中国で生糸を入手し、それをを用いて絹織物を織造し、それを中国への進献用方物として済用監に納入することを18世紀末まで行っていたことが確認できるが(『万機要覧』財用編五、方物各種措備、綿紬、「各色綿紬、前以白絲貿來織造矣、正宗乙卯(1795)以我國絲所織綿紬」)、倭銀の流入が停止してしまった18世紀末の時点で、国産生糸による織り立てに変更している。彼らもまたなんらかのかたちで倭銀の分配と流通に預かっていたことは確かであり、20世紀初の時点でも、塵の共有財産として倭銀を保有していたことが分かっている。

⁵² この生糸と交換される銀の流れについて、李哲成『朝鮮後期対清貿易史研究』国学資料院、2000年、では、17世紀後半、朝鮮から北京に赴く訳官たちが官銀の貸出をうけ、それを中国で生糸に替え、その生糸を倭館

産品である綿布や米などを求める貿易から、中国産の生糸を求める中継貿易へと変化したことを意味するものであり、日中貿易の盛衰と、日朝貿易の盛衰が密接な関わりを持つようになったことを意味している。

清朝は東南沿岸に拠点をもち海外交易を経済基盤とする鄭氏らの反清勢力の経済基盤を奪う目的で、1656年に海禁令、1661年には遷界令を出して福建・広東などの住民と鄭氏勢力の連携を遮断しようとした。この海禁と遷界令が廃止されて海外渡航が合法化されるのが鄭氏降伏後の1684年であるが、それに合わせて江戸幕府は、予想される中国船来航の激増に対応して日本への来航船数を70隻、貿易額を1年間で銀6000貫相当と制限し、生糸についても一時廃止されていた糸割符仲間を再興させた（貞享令）⁵³。これは、銀輸出を押えるとともに、競争入札で決定されていた輸入価格の上昇が、国内物価を上昇させることを防止するためであった。それまでの中国への銀輸出は、1648年から1672年までの25年間の年平均銀輸出額で7757貫998匁であり、1673年から1684年までの12年間の年平均銀輸出額は5952貫044匁であった。清の海禁や遷界令にも拘らず、台湾に根拠地を置いた鄭氏勢力だけでなく、鄭氏勢力圏外の福建などの王からの船も来航し、対日貿易は継続していた。しかし、逆に遷界令が廃された後、幕府の銀輸出制限によって、1685年から1697年までの13年間では年平均228貫699匁にまで激減した⁵⁴。中国側の輸入品は17世紀後半から、銀に代わって銅が、鑄銭材料として大量に需要されるようになっており、1696年には694万斤に達した。これにたいし中国国内での銅採掘は、1727年に雲南で年間三百数十万斤が採掘されるようになったが、それでも必要な銅銭材料には不足し、18世紀の主要な輸入品は銅であった⁵⁵。

これにたいし、1684年から1710年における対馬から朝鮮への年平均銀輸出額は、1685貫余りであり⁵⁶、17世紀末から18世紀にかけては日本からの主要な銀輸出経路が、幕府直轄地であり制限の厳しい長崎から、対馬経由へと変化していることがわかる。また、この時期には、中国産生糸の輸入においても、1688年においては、中国・オランダ船の合計99860斤にたいし、対馬の輸入は102119斤と上回っていた。価格の面でも、いったん朝鮮を経ているながらも対馬藩が直接上方市場に輸送売却するために、中国から直接長崎に入る生糸が糸割符仲間、長崎本商人、諸国商人の手を経て上方に入るものよりも、むしろ廉価であったとされる。田代に拠れば、100斤につき、長崎の糸割符仲間購入価格が1988年に2貫728匁にたいし対馬輸入価格2貫496匁、1711年に五ヶ所糸割符4貫030匁にたいし対馬3貫610匁であった⁵⁷。

に販売して銀を入手して、官銀を償還する(65頁)と述べている。大筋では、その通りであろうと思われるが、途中でソウル商人、東萊商人がどのように関わるのか、あるいは、どのようにして市中に銀が流出するのか、原資となる官銀の蓄積過程は、など、具体的な過程はかならずしも明らかではない。今後の研究課題であろう。

⁵³ 長崎貿易と、貞享令をはじめとする江戸幕府の対中国貿易政策にかんしては、山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』吉川弘文館、1964年、による。

⁵⁴ 以上の銀輸出にかんする数字は、前掲『対外関係史』、171頁による。

⁵⁵ 以上の銅貿易にかんする数字は、前掲『対外関係史』、173-174頁による。

⁵⁶ 田代和生、前掲書、323頁。

⁵⁷ 同上書、283頁。ただし、田代は触れていないが、この時期の糸割符仲間の購入価格は、日本国内の物価対策として「掛り物」と呼ばれる一種の関税が含まれた価格であり、たとえば、緞子1本が京都で360匁である場合、長崎奉行が元値を100匁(これが中国商人からの買取り価格)と判定したならば、24割の掛り物を掛けて、340匁で入札商人に売却することで、入札過熱による価格上昇を抑え、かつ輸入価格を抑えることができるという。この差額240匁が、長崎町人への配分金、長崎会所の運転資金をはじめ、銅貿易の運転資金などに用いられ

つまり、17世紀における日朝貿易は、長崎における日中の生糸・銀貿易の盛衰と密接に関わっており、日本と中国の中継貿易という性格もまた有していた。

ここで、17-18世紀の日本にとって、模倣、導入すべき先進文物とは何であったのか、すこし考えたい。国家形成期の日本列島にたいし、韓半島の百済、そして高句麗は、先進文物の提供元であるとともに先進制度の国家であった。律令国家体制の形成に統一新羅からの知識が不可欠であったことは言うまでも無い。しかし、東アジアにおける中心的な文明の国家であった中国との直接通交が拡大するとともに、日本の為政者にとって韓半島国家の文化的、政治的重要性は後退していった。中国との関係は、日宋、日元、日明の交易期間を通じて、「唐物」への憧憬と、それを所有し享受できることがただちに特権的な地位の証明であった。

しかし、16世紀後半には、ヨーロッパ人との接触を通じて、中国とは異なる文化の存在を知るとともに、新奇なヨーロッパ産品にも目を奪われたことも事実である。また、それまで知られることのなかった琉球よりも南の海域世界、フィリピン、ベトナムなどにたいする情報は飛躍的に拡大したはずである。武力で日本統一を達成した豊臣秀吉には、もはや中国は畏服すべき文明の大国とは見えていなかったであろう。明朝を中華と仰ぐ礼の秩序を内面化した朝鮮の士大夫たちとは、まったく異なっていたのである。

江戸時代に入り、冊封を前提とするかぎり日中の国交回復はすでに不可能だったのだが、それでも、中国の高度な手工業製品、書籍にたいする需要は依然として根強かった。しかし、手工業生産と農業生産の技術は17-18世紀の日本で急速に向上し、輸入に依存していた生糸や砂糖などもしだいに国産化されていった。他方、長崎をオランダにたいする窓口として開いていた日本では、キリスト教に関わる内容は厳しく禁止されていたが、18世紀には漢訳本の輸入、さらにオランダ語原本の輸入が許容されるにつれ、実用的な医学、本草学を皮切りに、輸入と翻訳の学問である蘭学が発生し、さらに、19世紀には地理書、軍学書などまでが輸入、翻訳されるようになり、ヨーロッパ諸国による東南アジア植民地化なども、情報として入手していた。18世紀末以後、日本知識人から見た文明の中心は、中国からヨーロッパへと位置を変えつつあった。

他方、韓国との関係では、近世儒学、ことに官学化した儒学が被虜人として日本に滞在した朝鮮官人である姜沆に淵源を有し、また姜沆の学問は李退溪の学統に属するとともに、姜沆から藤原惺窩、林羅山へと引き継がれたものであったために、それまでは臨済宗五山僧の兼学であった儒学が、ここにいたって純正化され、儒学が儒学として学ばれはじめたといえる。また、武士の治者道徳として儒学は武士層に普及していく。しかし、朝鮮の場合とは対照的に、官吏登用試験である科挙を取り入れず、主君と家臣のイエどうしの御恩と奉公の関係によって構築されていた近世日本社会では、儒学はあくまで教訓ないしは教養であり、「朱子家礼」で説くような儒式による葬祭儀礼は受容されなかったし、その基盤でもある家族制度にも、影響を及ぼすことはなかった。

た。なお、1712年の正徳新令からは生糸への掛り物は廃止され、幕府への運上金も止められた。他の物品については反物7割、薬種10割など、平均して9割7分5厘を唐船貨物に掛けていた。山脇、前掲書、55-61、149-150頁。対馬からの生糸が長崎からのものより若干廉価であったのは輸送コストと商人の利益分配の結果だけでなく、このような長崎での輸出品価格形成のあり方も関わっている。対馬藩は上方での市場価格や長崎での買取り価格を情報として入手し、その上で朝鮮側と価格交渉していたのではないかと思われる。

そのような日本にやってきた通信使一行にたいし、日本の文人たちがさまざまに交流を求め、その墨跡を得て今日に伝えていることは周知のところである。ここでは敢えて贅言を要しないであろう。逆に、日本人の書いたものもまた朝鮮に持ち帰られている。明和元年(1764)に来日した通信使一行のなかで正使書記であった成大中、副使書記であった元重挙は、日本の文人たちから贈られた書画を朝鮮に伝えており、彼らと交友のあった実学者李徳懋もまた、元重挙らを通じて日本にかんする知識をあつめただけでなく、日本の風流文雅を高く評価し、日本を夷狄とみなしてその文物を無視しようとする朝鮮の風潮を嘆いた⁵⁸。

また、朝鮮で刊行された刊本にたいする関心について、柳成龍の『懲毖録』のように文禄・慶長の役(壬辰倭乱)を朝鮮側から記述したものについては、日本側では軍記物としての関心からであろうか、朝鮮側の軍事機密にも触れる内容であるにも拘らず倭館で入手されたようで、17世紀末には漢文のまままで刊行されている⁵⁹。江戸時代における朝鮮本の輸入と刊行については、今後の研究課題であろう。逆に、李瀾によれば、朝鮮に伝わらない中国典籍であった『性理字義』、『三韻通考』は日本から伝わり、朝鮮で亡失した『李相国集』が日本から伝わって復刊されたという⁶⁰。

通信使や倭館を通じた日韓の文化的交流は、朝鮮から日本に文物が伝えられたという文脈で論じられることが多く、その逆の場合についてはあまり明らかではないのだが、これは李徳懋が指摘したように、当時の朝鮮に存在した日本にたいする蔑視の感覚が、逆に日本に存在した外国への好奇心というフィルターが、今日にも及んでいるからではないか。

8. むすびにかえて

17-18世紀の日韓関係を東アジアのなかで考える手がかりとして、本稿では、近年の日本で定期されているグローバル・ヒストリーの接近方法を用いた。これは、東アジアにおける交易と国家間の関係を一つのシステムの変遷として考えてみようとするものである。そこで、さらに、二つの接近が必要であった。一つは、中国を中心とした冊封・朝貢と交易を一体化した明初に成立した政経一体の枠組みであり、もう一つは、冊封・朝貢とは別途に成立する互市の関係である。日本は、前者の枠組みのなかでは、異端児、問題児ともいべき存在であり、逆に、韓国はその冊封秩序を内面化した優等生として振舞おうとした。しかし、16世紀半ばからの東アジア・東南アジア海域での商業の活性化のなかで、日本は銀産出国として商業活性化の一つの動因を提供し、ヨーロッパ人、東南アジア諸地域および中国との新しい経済、外交関係を成立させた。そのような開かれた対外関係を前提としつつ、1630年代にはキリスト教禁教を目的に日本人の海外渡航を禁止するとともに、通交の相手国を限定した。そのときに選択さ

⁵⁸ 李元植『朝鮮通信使の研究』、思文閣、1997年、556-558頁。

⁵⁹ 末松保和「歴史家としての西厓柳成龍」『朝鮮学報』110、1984年1月、によれば、1642年に『懲毖録』をその一部に含み、『軍門騰録』その他の柳成龍の著作とあわせた刊本16巻が刊行されているが、その一部である『懲毖録』は、日本では1688年の貝原益軒による序文をつけて、『異称日本伝』として半分程度が1693年に刊行され、1695年には2巻本として全文が京都で刊行されている。

⁶⁰ 李元植、前掲書、555頁。

れた幕府将軍の対外呼称が「大君」であった。

中国は、16世紀半ばには、政経一体の交易システムを事実上放棄し、明に替わった清もまた、日本との関係では冊封関係のない交易だけの関係を承認した。日韓関係もまた、中華皇帝による日本国王冊封を前提としない、しかし両国が対等な交隣の関係として、推移していく。

韓国は、元服属期における上からの、外からの商業化に対抗するかたちで、明と同様の閉ざされた国内経済体制を構築し、日本・中国との対外交易にたいしても、官による管掌という枠組みを最後まで大きくは崩さなかった。しかし、朝鮮内部での商業の活性化は、王朝の物資調達方式を変更させており、17世紀半ばには東萊-ソウル-北京を結ぶ、半官半民的な商人たちによる対日中継貿易の物流ルートが成立していたものと考えられる。

日本からの主要な輸出商品である銀は、17世紀後半には、韓国にたいしても中国産の生糸代価として大量に輸出されるようになるが、17世紀末には、まず長崎からの輸出が厳しく制限され、18世紀に入ってから対馬からの輸出も制限される。そして、日本からの輸出品は、銅が主軸を占めるようになる。重要な輸入品であった生糸はしだいに日本での国産化が進められ、輸入商品としての地位を失う。他方、韓国からのもう一つの重要な輸入品である人蔘についても、18世紀半ばには国産化が進められたため、日朝貿易そのものが18世紀後半には、大きく衰退した。

経済的な関係が縮小していく一方で、日本を訪れた通信使一行は、太平のなかで儒学的教養が拡散しつつあった日本の文人たちに歓迎された。また、朝鮮人行列や朝鮮人を描きこんだ名所図絵なども作成された、これは、朝鮮の文雅にたいする評価もさることながら、日本社会が有していた異国の人々や異国の風俗にたいする強い好奇心から説明されるべきであろう。